

補助金受給までの流れ

①認定申請(下記書類の提出)

- 
- ☐ 結婚新生活支援事業補助金認定申請書（様式第1号）
 - ☐ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
 - ☐ 住民票の写し
 - ☐ 町税等の滞納がないことが確認できる書類（町が発行する最新年度の納税状況を証明する書類）
 - ☐ 夫婦の所得証明書（認定申請時において取得できる最新年度のもの）
 - ☐ 貸与型奨学金（公共団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該貸与型奨学金の年間返済額を確認できる書類
 - ☐ 誓約書兼同意書（様式第2号）

②交付申請(下記書類の提出)

- 
- ☐ 結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
 - ☐ 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅を購入した場合）
 - ☐ 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書の写し（住宅を賃借した場合）
 - ☐ リフォーム費用に係る領収書等の支払額が確認できる書類の写し（リフォーム費用がある場合）
 - ☐ 引越費用に係る領収書等の支払額が確認できる書類の写し（引越費用がある場合）
 - ☐ 住宅手当支給証明書（様式第6号）（住居費を申請する場合）
 - ☐ その他町長が必要と認める書類
- ※リフォーム費用とは、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く）

③交付請求(交付請求書の提出)

- 
- ☐ 結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第9号）

補助金を受給